

2020年11月9日

当行行員による不祥事件の発生について

このたび、当行行員による不祥事件が発生いたしました。

社会的に大きな役割を担い、信用を第一として高い倫理感が求められる金融機関として、役職員一同深く反省しております。ご迷惑をおかけしましたお客さまをはじめ、ご愛顧をいただいておりますお客さま、地域の皆さま、ならびに株主の皆さまに心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

(1) 当行の植田支店行員（融資渉外次長51歳、男性）は、前任店のいわき営業部に2016年1月から2020年10月の4年10カ月間在籍しておりましたが、2017年11月から2020年10月にかけて、融資渉外課長代理として担当していた22先のお客さまから、現金を着服するなどの不正行為を行っておりました。

(2) 現時点の調査で判明している着服金額は、22先（法人のお客さま18先、個人のお客さま4先）、計47件、累計2,996,800円となり、その内訳は下記の通りであります。

〔着服の件数、金額等について〕

事 案	お取引先	件数	金額
A. 融資取引や投資信託取引に関し本来定めのない手数料名目にて請求した着服事案 〔具体例〕 (a) 手形借入繰上返済手数料 33,000円 (b) 投資信託口座管理手数料 55,000円	16先	32件	1,894,800円
		(お客さまからの着服金額) (当行からの着服金額)	1,894,800円 —円
B. 銀行が収受すべき融資関連手数料の着服事案 〔具体例〕 (a) 事業性証書借入繰上返済手数料 55,000円 (b) 不動産担保取扱手数料 54,000円	5先	7件	379,000円
		(お客さまからの着服金額) (当行からの着服金額)	—円 379,000円
C. 銀行所定の融資関連手数料を過大に請求した着服事案 〔具体例〕 (正規金額) (着服金額) (a) 融資証明書発行手数料 11,000円→66,000円 (b) パートタイムに係る固定金利期間設定手数料 11,000円→55,000円	6先	8件	723,000円
		(お客さまからの着服金額) (当行からの着服金額)	493,200円 229,800円
	22先 (重複5先)	47件	2,996,800円
合 計		(お客さまからの着服金額) (当行からの着服金額)	2,388,000円 608,800円

※複数のケースに該当するお客さまがいらっしゃるため、対象となるお取引先は22先となります。
※上記B・Cに関する当行が規定する事業性融資に関する手数料については、別紙「事業性融資にかかる手数料等一覧」のとおりとなります。

※当行では、投資信託のお取引に際して、お申込金額から差引かれる所定の手数料以外に、口座管理手数料等の名目で別途手数料をいただくことはございません。

※当行の手数料全般については、ホームページ（URL：<http://www.tohobank.co.jp/fee.html>）をご参照願います。

(3) 当該行員は、着服した現金を生活費や遊興費、借入金の返済に充てておりました。

2. 本件判明の経緯

2020年10月21日にお客さまからのお問い合わせを受け、行内調査を実施したところ当該事件が判明しました。

3. 被害が判明したお客さまへの対応

(1) ご迷惑をおかけしましたお客さまには、事実関係をお伝えするとともに、深くお詫び申し上げます。

(2) 着服金につきましては、銀行が責任を以て速やかに弁済いたします。

4. 関係機関への報告等

事件発覚後、監督官庁等関係機関に報告するとともに、所轄の警察署に対しても相談を行っており、刑事告訴も含め検討しております。

5. 人事処分

(1) 当該行員への処分については、厳正に対処いたします。

(2) 関係者の処分については、責任の所在を明確にしたうえで厳正に処分を行います。

6. 今後の対応

(1) 今回の不祥事件を厳粛に受け止め、法令等遵守の徹底、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼回復と再発防止に向けて全行あげて取り組んでまいります。

(2) 当該行員が担当していたお客さまにつきましては、本日以降個別にご訪問の上、事情を説明させていただくとともに、お取引内容のご確認等をさせていただきます。

(3) また、お取引内容でご不明な点があるお客さまにおかれましては、下記フリーダイヤルにお問い合わせ下さいますようお願いいたします。事実関係を厳正に調査、確認させていただきます。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

【お客さまの照会先】
総合企画部 企画課
フリーダイヤル 0120-104-191
(平日 9:00~17:00)

【事業性融資にかかる手数料等一覧】

(2020年11月1日現在)

(消費税込)

	項目・内訳	金額	
1	融資証明書発行手数料（アパートローンを含む）（1件につき）	11,000円	
2	事業性証書借入繰上返済手数料	元金の繰上返済金額が300万円未満の場合	11,000円
		元金の繰上返済金額が300万円以上1,000万円未満の場合	33,000円
		元金の繰上返済金額が1,000万円以上の場合	55,000円
3	事業性証書借入条件変更手数料（お客さまのお申出に基づく、借入期間の延長・短縮、返済日の変更、元金返済据置期間の設定、債務者・保証人・担保条件変更等が対象になります）	11,000円	
4	金利変更手数料（証書貸付と当座貸越を対象とさせていただきます）	11,000円	
5	支払承諾保証書・変更保証書発行手数料（私募債は対象外となります）	3,300円	
6	不動産担保取扱手数料	55,000円	
7	動産・債権譲渡担保取扱手数料（設定・延長登記〈債権の場合は承諾・通知を含む〉が対象となります）	55,000円	
8	RBL（※1）担保評価手数料	55,000円	
9	RBLモニタリング手数料	年額330,000円	
10	mRBL（※2）担保評価手数料	27,500円	
11	mRBLモニタリング手数料	年額165,000円	
12	震災時元本免除特約付き融資商品の繰上返済に係る違約金	繰上返済額等に応じて算出	
13	アパートローン取扱手数料	88,000円	
14	アパートローン借入条件変更手数料（お客さまのお申出に基づく、借入期間の延長・短縮、返済日やボーナス返済割合の変更、元金返済据置期間の設定、保証料支払方法の変更、債務者・保証人・担保条件変更等が対象になります）	11,000円	
15	アパートローンに係る固定金利期間設定手数料（設定の都度。なお、新規借入当初から固定金利期間を設定する場合は初回手数料無料） 【固定金利適用期間の自動継続を選択した場合は都度3,300円】	11,000円	
16	アパートローンに係る上限金利特約設定手数料	11,000円	
17	アパートローンに係る繰上返済時の手数料（「繰上返済に関する特約書」を締結していない場合）	①元金の繰上返済金額が300万円未満の場合	11,000円
		②元金の繰上返済金額が300万円以上1,000万円未満の場合	33,000円
		③元金の繰上返済金額が1,000万円以上の場合	55,000円
18	アパートローンに係る繰上返済時の違約金（「繰上返済に関する特約書」を締結している場合）	繰上返済額等に応じて算出	

（※1）RBL…Receivables Based Lending 売掛債権担保融資

（※2）mRBL…medical Receivables Based Lending 診療報酬債権担保融資

◇手数料については、経済情勢等の変化により改定する場合がございます。